

令和5年3月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年3月27日 午後2時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ☒ 14番 高田 良彦 ☒ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 寛二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
16 番 松 本 由 美 子	17 番 柿 山 享		

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年3月の農業委員会総会を開催いたします。本年度最後の総会となります。

本日の欠席は、農業委員14番高田委員、15番田中委員、推進委員4番山口委員、9番百枝委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。前農業委員、中立委員の後任の件でございますが、辞任に伴います委員の補充について、ご報告いたします。候補者の推薦及び募集については、本年1月4日から1月31日までの28日間期間を設けて行いましたが、推薦、応募ともございました。その間、数名の方に個別に就任の依頼を行ったところ、結果としまして、御厨町西木場地区に在住の佐々木龍二様にご応募をいただき、農業委員として、ご就任いただくこととなりました。佐々木様は、調川小学校校長、志佐中学校校長を歴任されております。3月16日の市議会の最終日において議会の人事案件の同意を得て、任命されます。任期としましては、令和5年4月1日からの1年間となります。佐々木様におかれましては、本日の歓送迎会にご参加されますので、委員の皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

また、先週金曜日に松浦市職員の人事異動の内示がございましたが、農業委員会事務局職員の異動はございませんでした。引き続き、新年度もよろしくお願い申し上げます。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、3月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。委員の皆様には年度末の大変ご多忙の中、総会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。令和4年度最終の総会となりました。この一年間、委員の皆様には、農業委員、推進委員としての農地集積活動、荒廃農地対策、農地パトロール、農業者年金、全国農業新聞購読の推進等々、しっかりと活動していただき、ありがとうございました。この皆様方の活動に対する交付金である農地最適化交付金におきましては、当初活動の目標としておりましたひと月8を日大きく上回ることができる活動報告があつて、令和4年度は激変緩和措置もある等、令和3年度並みの活動助成金の支払いとなる見込みでございます。任期3年の最終年度である令和5年度のスタートが4日後に迫っております。農地取得下限面積の撤廃においては、後ほど事務局より詳しく説明があるかと思いますが、4月1日より50aの下限の面積が撤廃されることになります。農地を求めて農産物を生産していただくことは、大変有難いことですが、取得後に多目的に使用されることがないよう、許可するに当たりましては、総会での慎重審議を要し、各委員の責任もまた大きくなるものと思います。新年度早々、視察研修を実施いたします。委員各位のお手元に工程表を配布しております。後ほど目を通してください。今月10日、日帰りでの先進地3カ所の研修を行います。実り多い研修となることを期待するものであります。総会終了後、シティホテルにおいて4年振りとなります農業委員会歓送迎会を行います。今回、事務局職員の異動はありませんが、元会長の■■■■様、元局長の■■■■様、先ほどの報告がありました欠員となっていた中立委

員に佐々木龍二様がなられまして、本日ご列席いただくこととなっております。

終わりに、本日の総会が盛会裏に終了できますことを祈念し、会長の挨拶に替えさせていただきます。着席して進めさせていただきます。

議 長 議事録署名人に移ります。16番松本委員、17番柿山委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして、各種報告に移ります。1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 皆様こんにちは。各種報告を説明させていただきます。

議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が3件ございます。1件目と2件目はあっせん委員さんが大久保委員さんと濱崎委員さんですので、続けて2件説明いたします。

1件目は、申出人、沖縄県那覇市在住の■■■■氏の件です。こちらは昨年8月31日の申出日からあっせん事業を推進していただいている分です。

2件目は、申出人、御厨町前田免■■■番地の■■■■氏です。種類は売買で、対象地は御厨町前田免字開田■■■番と■■■番の2筆で、地目は全て田、合計面積は2,656㎡です。申出日は令和5年1月22日です。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありました、あっせん事業報告のうち1件目の申出人、■■■■氏の分、及び2件目の■■■■氏のあっせんについて、あっせん委員のご報告をお願いいたします。推進委員2番大久保委員、お願いいたします。

推進委員 推進委員2番大久保です。1件目の■■■さんの件ですが、第1回のあっせん会を行ったところ、金額の面で折り合いがつかず、進捗できず今まで来ていた訳ですが、その点でお互いに歩み寄るよう提案しているところでございます。今お互いの連絡待ちというところでございます。2件目の■■■さんの件は、この農地をずっと借りておられた方と周辺にお住まいの候補者になられるであろう方に訪問してお尋ねしました。皆様方もご承知のように、肥料の高騰、米価も上がらないということで、士気も上がらず、農地を買ってもこの先どうだろうかということで、候補者に対してもこの点も難しいところになっております。引き続き2件目についても、候補者を見つけていきたいと思っております。今のところそういう状況です。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、3件目の申出人、■■■■氏のあっせんについて、あっせん委員の指名を行いたいと思います。推進委員11番坂本委員、推進委員12番の渡口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 会長失礼します。あっせん委員さんの決定の前に、事務局からあっせんの対象地の説明をさせていただきます。

3件目の申出人は、星鹿町下田免に在住の[]氏、種類は売買で対象地は調川町白井免字小豆[]番の1筆で、地目田、面積は1,249㎡です。こちらにつきまして、あっせん委員さんの決定をお願いいたします。

議長 大変失礼いたしました。ただ今事務局から説明がありましたが、あっせん委員として、推進委員11番坂本委員、推進委員12番の渡口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

推進委員 推進委員11番の坂本です。少しよろしいでしょうか。今、田とおっしゃいましたよね。畑と買いてあるんですが。

事務局 大変失礼いたしました。地目は畑です。ありがとうございました。

議長 すみません。どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から2ページの提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。3件でございます。

1件目の貸人、今福町東免[]番地の[]氏。借人、今福町東免[]番地の[]氏の分です。こちらは、[]氏の体調面の都合による規模縮小により解約するものです。2件目の貸人、福岡市博多区在住の[]氏、借人、鷹島町阿翁免[]番地の[]氏の分は、この後の議案でご審議いただく予定としていますが、農地売買のため合意解約となっております。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件でございます。被相続人は、[]氏、[]氏、相続人は[]氏です。農地の表示は志佐町町池成免字堀川[]の1筆で、地目田、面積は1,998㎡です。被相続人、[]氏は昭和36年3月14日に死亡、[]氏は、平成5年11月7日に亡くなれております。令和5年1月16日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年2月3日に届出があり、3月14日に受け付けております。

事務局 次に申請事件の処理状況です。(以下、資料の読み上げ)

農地法関係

令和5年2月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	[]	[]	農家住宅	724 ㎡	R5.3.15 許可
	[]	[]	進上路	261 ㎡	R5.3.15 許可

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)

農地法関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	1		2,883 ㎡	2,883 ㎡
計		1		2,883 ㎡	2,883 ㎡

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	建売住宅	1		2,102 ㎡	2,102 ㎡
	福利厚生施設及びイベント施設敷地	1		2,114 ㎡	2,114 ㎡
	資材置場及び駐車場	1	144 ㎡	155 ㎡	299 ㎡
	駐車場及び作業場	1	438 ㎡		438 ㎡
計		4	582 ㎡	4,371 ㎡	4,953 ㎡

農用地利用集積計画

権 利 の 種 類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		5	10,121 ㎡		10,121 ㎡
	賃借権	3	3,842 ㎡		3,842 ㎡
	使用貸借	2	6,279 ㎡		6,279 ㎡
計		5	10,121 ㎡		10,121 ㎡

承認関係

内 容		筆数	面		積
			田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による 「農地」に該当するか否かの決定について	農地パトロール	190	44,854 ㎡	77,525.38 ㎡	122,379.38 ㎡
	その他	4		2,222 ㎡	2,222 ㎡
	計	194	44,854 ㎡	79,747.38 ㎡	124,601.38 ㎡
令和5年度農業臨時雇い標準賃金等について					

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今の報告について、各委員さんから何かご意見はございませんか。

なければ、報告どおりとさせていただきます。

それでは、付議事項に入ります。4ページ、議案第12号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第12号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。議案1ページの合意解約で説明しました件と関連しております。譲渡人は、福岡県福岡市博多区美野島3丁目[]氏。譲受人は、鷹島町阿翁免[]、[]氏です。申請地は鷹島町阿翁免字釜蓋[]番、地目は畑、面積2,883㎡の一筆です。譲渡人は、現在福岡県在住ですが、元々は譲受人と同集落出身であります。農地の管理につきましては、貸借契約により第三者へ農地として貸されておりましたけども、先々の管理が困難であるとの理由から、譲受人へ直接売買の相談をされ、譲受人自身も規模拡大を図りたいとの相互間での合意により、本申請に至ったものです。従いまして、合意解約につきましては、貸人の都合による解約となっております。譲受人の世帯の経営状況は、耕作面積は7,156㎡、農業従事者2名、農業従事日数は年間300日となっております。農地を荒廃させないよう露地野菜を作付けされており、収穫されたものは知人等へ配られております。また、荒廃農地への解消にも努められており、高齢ではあられますが、積極的に管理をされておられます。以上の状況により農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員18番松本委員お願いいたします。

推進委員

18番松本です。これは元、[]さんという方が煙草とか芋を作っている畑を[]さんが自分の畑の近くに、隣になっておりますので、[]さんにご相談してその土地を譲ってくれないかという話ではなかったかなと思います。[]さんは職業が、だいたい専業は石屋さんで、7、8人の従業員を雇って大きい会社です。自分は引退して、自分の畑が荒れ放題だったところを、7反くらい荒れていたのをユンボを買ったり、自分で楽しく老後のために頑張っておられる。自分の隣の土地が荒れないようにと思って買われたと思います。積極的に管理をされておられますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

無ければ、議案第12号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、5ページ、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、冒頭にもございましたが、事件番号4については来月改めて申請されるところで、本日付けで取下げとなりました。従いまして、本日は事件番号1番から3番の3件についてご審議いただきたいと思います。

事件番号1です。関連資料を26から32ページに添付しておりますので、適宜ご覧ください。譲受人は佐世保市赤崎町[]、[]株式会社、代表取締役、[]氏で、譲渡人は御厨町里免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町中野免字中野[]、畑2,102㎡。農地以外の併用地として[]、畑320㎡のうち43.13㎡で、併用地は令和5年1月総会におきまして、山林として非農地判断された土地です。農地区分

は、松浦市役所御厨支所から約300mの距離に位置することから第3種農地です。転用目的は建売住宅の建築です。土地利用計画については29から31ページの配置図と断面図をご覧ください。最高で1.5mの盛土、2.4mの切土を行いまして4区画の宅地を造成して4棟の建売住宅を建築する計画となっています。造成に関する市民生活課との土地開発協議は完了しております。排水関係は、雨水は溜枡、污水及び生活雑排水は浄化槽で処理後に市道側溝へ放流される計画です。近隣営農への影響ですが、排水の放流先に竜尾川土地改良区の農地がありますので、■■■■理事長へ確認を行いましたところ、用水路は別にあることから、こちらの排水は営農に影響しないとのことでありました。これについては、現地調査において近隣の営農に影響はないということを確認しました。最後に、宅地建物取引業免許証により必要な資格を確認し、残高証明書により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われ

ます。事件番号2です。関連資料を33から36ページに添付しておりますので適宜ご覧ください。譲受人は御厨町上登木免■■■■、株式会社■■■■、代表取締役、■■■■氏で、譲渡人は御厨町高野免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、御厨町高野免字下谷■■■■番、畑364㎡、■■■■、畑237㎡、字地蔵川■■■■、畑1,513㎡の3筆で合計面積は、2,114㎡です。また、農地以外の併用地として字下谷■■■■、原野、20㎡、■■■■、宅地49.68㎡、字地蔵川■■■■番、山林2,296㎡の3筆で合計面積は2,365.68㎡です。農地区分は、申請地のうち439番2は令和5年2月20日付けで農振農用地区域からの除外が完了しておりまして、土地改良事業等の行われていない小規模な団地にある農地のため第2種農地と判断しております。転用目的は、社員のための福利厚生施設及びイベント施設敷地として利用されるというものです。具体的には、社員数は42名程で家族を含めれば110人程になるそうです。現在、会社の生産設備が整って生産性が向上しているということで、社員の平均年齢が38歳と若いことから、今後は社員の福利厚生に力を入れたいとのことである今回の申請に至ったところです。土地利用計画については35ページの配置図をご覧ください。切土、盛土等無く、現状のまま利用され、通路や40台分の駐車場、シャワー・トイレ施設を兼ねた管理施設、北側にはキャンプ場、イベント広場、こういったものをそれぞれ整備する計画です。排水関係は、雨水は自然流下、管理棟で発生する污水及び生活雑排水は浄化槽で処理後に北西の排水路へ放流されます。北西の排水路は直ぐに海へ繋がる排水路となっております。近隣営農への影響関係ですが、駐車場の西側に畑がありますが、一段高い位置にあることから、直接影響はないものと思われ

ます。事件番号3です。関連資料を37から40ページに添付しておりますので適宜ご覧ください。譲受人は佐世保市原分町■■■■、株式会社■■■■、代表取締役、■■■■氏で、譲渡人は志佐町笛吹免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、志佐町笛吹免字平原■■■■、畑155㎡、■■■■、田144㎡の二筆で合計面積は299㎡です。また、農地以外の併用地としまして■■■■、原野152㎡、■■■■、原野213㎡の二筆で合計面積は365㎡です。農地区分は、申請地の二筆では令和5年2月20日付けで農振農用地区域からの除外が完了しております。土地改良事業等の行われていない小規模な団地にある農地のため第2種農地と判断しております。転用目的は、資材置場及び駐車場用地として利用するものです。具体的には、現在の駐車場や資材置場が手狭になったということで、特に駐車場は車両を入れ

替えながら利用するという状況でございますので、今回新しく、資材置場と駐車場を整備するものです。土地利用計画については39ページの配置図をご覧ください。最高で1.5mの盛土、0.3mの切土を行って整地し、資材置場と駐車場10台分を整備します。排水に関しましては、雨水排水のみで自然流下です。近隣営農への影響は、北側に田がありますが、現地調査の結果、飼料作物が栽培されておりました。用排水等に関しては、影響ないものと思われます。最後に、預金通帳の写しによりまして、資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われれます。以上、3件についてご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員3番佐次川委員、お願いいたします。

農業委員 農業委員3番佐次川です。3月20日、事務局2名、瀬川委員、業者の方と調査をいたしました。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。隣接する農地はございませんでした。雨水排水につきましても、先ほど言われた土地改良区の側溝を通るところでしたけども、これも改良区の石井さん、また持ち主の方の同意をいただいているということでお話をされました。よって、何ら問題はないと考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見ををお願いします。推進委員5番濱崎委員、お願いします。

推進委員 推進委員の濱崎です。事務局や農業委員の方がおっしゃった通りで、私から追加で説明することはありません。私も現地確認を24日に事務局と一緒にしました。以上です。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員3番佐次川委員、お願いいたします。

農業委員 それでは、事件番号2番。先ほどと同じく、瀬川委員と事務局2名。測量士の■■■■さんが現地の立ち合いということで現地を調査いたしました。先ほど事務局の説明がありました通り、■■■■さんの工事、福利厚生施設及びイベント敷地ということで、遊休農地でしたので、こういう風に利用されるということは、いいことだと思いました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見ををお願いします。推進委員2番大久保委員お願いします。

推進委員 推進委員2番大久保です。私の都合で農業委員の方、事務局の方と一緒に現地確認できませんでしたけど、3月21日に譲渡人の■■■■さんと一緒に現地確認、説明を受けながら見ました。以前、農振からの除外の時にも見た訳ですけど、その時と変わりもなく、しておりました。また、隣地の方とも話も出来ているということです。水の流末の方も問題無いかと思っております。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 続きまして、事件番号3番について、現地を確認された委員さんのご意見を
お願いします。農業委員2番瀬川委員お願いします。

農業委員 農業委員2番瀬川でございます。先ほど事務局から説明がありました通り、
3月20日に事務局2名と佐次川委員と地元の崎村委員さんに立会いをしてい
ただきまして、現地確認を行いました。農地の区分としましては、第2種農地
の転用目的は資材置場及び駐車場を建設されるということでした。この計画で
は問題ない、転用による周辺農地への影響は無いということで、先ほど説明が
ありました通り、飼料が作付けされておまして、そういうことで問題無いか
と思いました。農業用排水への影響も無いものと思われまます。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いします。
農業委員10番崎村委員お願いします。

農業委員 農業委員10番崎村です。今事務局の報告や立ち会われた委員さんの言われ
ましたとおり、特に問題は無いと思います。排水は雨水のみですし、排水路は
隣の農地との間にありますし、影響が無いと思われまます。ご審議よろしく願
いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号1番から3番について、一括
して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございせんか。

農業委員 はい。（武部委員挙手）

議 長 はい。武部委員どうぞ。

農業委員 7番農業委員武部です。先ほど説明等もあったんですが、事件番号2、3で
すね。これのまず添付図があるんですよね、位置図、地籍図。これ一番問題な
のが、2番の地籍図が一番問題なんです。これ方向を一緒にしてもらいたい
んです。そうしないと見にくいんです。地籍図は地籍ぐらい入れようよ。
所有者は入れてある。面積ぐらいいれようよ。これは法務局からのですか。
事件番号2についてはそれです。同じことではあるんですが、この図面です
ね、ある程度見る人が見やすいようにね、作ってもらわないとね。例えば、
北は北。南は南。だいたいね、ピシッと合わんかもしれないけど、ある程度
合わせるといことです。それを基本に。結局、世界地図を見るときに、日本
を、南極を北にして出すか、そういうことですよ。分かりますか。

議 長 以前から指摘されていた事です。事務局これに対するご答弁をお願いします。

事務局 極力、あまり小さくなって見にくくないように等いろいろ考えまして作成
しているところではあるんですが、仰るように、方向を同じに合わせて極力や
っていきたいとは思いますが、どうしても出来ないという時もありますので。

農業委員 出来ないところをね、ちょっと縮図を変えとかすれば、方法はあるん
ですよ。そういうことです。（武部委員）

事務局 ご提案として承ります。

議 長 もう一点、地籍を入れる分は。

事務局 はい。地籍の分につきましては、転用の県の指針上、申請時の地籍図には、地目と所有者を入れなさいという規定がありますので、今回面積が入っていないのが結果でございます。

農業委員 やっぱり、見るときに面積とか入っていれば、判断とか色々出来るでしょう。500分の1じゃなくても、1000分の1でもいいですから、方向を合わせると。（武部委員）

議 長 事務局、今のご意見を受け止めて、今後対応をよろしく願いいたします。
他にごいませんか。無ければ、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。
続きまして、7ページ、議案第14号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第14号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年3月28日としております。議案8ページをご覧ください。賃貸借新規分3件、使用貸借新規分2件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。しばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。
無ければ、議案14号農用地利用集積計画については、計画通り決定し、公告予定日を令和5年3月28日といたします。
続きまして、14ページ、議案第15号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第15号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。A to Bで公社が貸し付ける分1件でございます。議案15ページと16ページに、配分計画と経営状況等を添付してございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案15号農用地利用配分計画については、農業委員会の意見を付して提出いたします。案を削除してください。
続きまして、20ページ、議案第16号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。まず事件番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第16号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。

事件番号1について説明いたします。こちらにつきましては、昨年末に行いました農地パトロールの結果をまとめたものです。非農地判断をして差し支えないか、所有者や農林課等へ事前に確認をしてまとめております。従いまして、パトロール当初の対象地から除外をされた農地もいくつかございますので、結果、今記載をしている農地となっております。パトロールの結果、山林・原野として非農地判断をしたいと考えますので委員の皆様、それぞれご確認等をお願い致します。

議長 事務局にお願いですが、農地パトロールで除外すると確認していた所、ここに載っていない所、先ほど農林課と協議した結果とか話をされましたが、その具体的な内容といいますか、どのようなことが影響するから、この30番ですかね、このようになっているということを皆様に説明をお願いします。

事務局 まず所有者の方へ確認いたしまして、所有者としては農地として管理していきたいという者の申し出があった分を対象から外しております。それから農林課へ確認をしたのは、各種事業例えば中山間地域直接支払いであるとか、多面的機能の交付金との関係ですね、そういった対象地となっていないかどうかについて確認をいたしまして、事業上の対象農地としてなっているものを対象から外している所です。農業者年金の関係、納税猶予とか各種事業に係る分について対象地から外しているところです。以上です。

議長 ただ今事務局の説明が終わりました。件数も多くありますので、しばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。先ほどの事務局の説明は納得いただいたと思いますが、時間を2分程取ります。

はい。各委員さんから何かご意見はございませんか。

荒れている所は、なるべく色んな交付金事業に差し障ってきますので、早急に保全管理ですかね、草刈、耕運までしていただければとお願いをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。他にございませんか。

はい、どうぞ。武部委員

委員 荒廃農地の調査について、登記名義人を書いていないところがありますけど、それは本当に相続人とか何とかおらっさんでしょうな。全然おらっさんところも上がってくるとですよね。登記名義人が書いてあるところは書いてあるとでしようけど、結局この方が管理者となっているかどうかというのもあるんですけど、そういう問題が出てくるんですよね。（武部委員）

議長 事務局、ただ今の質問で登記名義人と管理人のことについて、登記名義人の方は空欄が多くある訳ですが、そのことについて説明をお願いいたします。

事務局 登記名義人が空欄になっている部分については、左側に所有者または管理者の欄にお名前がある方が登記名義人になりますので、登記名義人欄が空欄になっております。登記名義人が入っているところは、相続登記が終わっていない状況の中で、左側の相続人が管理をしているという見方をしていただければと思います。

議長 他にございませんか。なければ、議案第16号荒廃農地調査による農地法第

2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、事件番号1番については、非農地通知を交付するものといたします。

続きまして、24ページをお開きください。議案第16号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、事件番号2番について事務局の説明をお願いします。スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局

それでは、説明させていただきます。議案は24ページです。議案第16号の事件番号2です。番号1については、取り下げとなりましたので、番号2について説明いたします。今回、所有者の[]氏から非農地の申し出がなされた土地は、福島町端免字大山[]番、登記簿上の地目が畑で面積158㎡です。現地で確認いたしますと、現況は20年以上耕作がなされていないことから、原野の状態にあり、約半分に当たる部分は隣接する住宅との界にある石垣及びその保護用地となっています。これは、家の裏から度重なる雨水の流入によって従前の石垣が腹膨れの状態となったため、平成22年度に災害対策として整備なされたものです。元々の石垣は民家の裏手に積まれておりましたが、平成22年度の整備の際に民家から約2、3メートルの保護用地を設けられたということでお聞きしております。またこの土地は、石垣の脇にある民家の居住者が実際に管理されていたものの口約束の状態であったために、所有権移転手続きを行うタイミングで非農地の申し出を進められております。上部に一部の土地が残っておりますが、石垣を保護する観点から災害対策を最優先とした土地利用ということで、今後において農地としての利用は難しいものと思われます。以上のことから、農地への復旧は困難で、継続した営農の見込みがなく、現況原野として非農地とすることが妥当であると考えておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、番号3です。申出人は星鹿町岳崎免[]番地、[]氏で、土地の所在地は星鹿町下田免字神園[]、畑297㎡です。

申出書によりますと20年以上耕作していなようで既に原野化しているとのことでした。現地確認は、3月22日に増山委員さんと事務局とで行いました。申請地は一段高い所にある農地で、周辺には農地はありませんでした。写真のとおり原野化した様相を呈しておりまして、進入路も急で細い道しかなく機械の進入が非常に困難な状況でした。以上のことから、周辺の状況等を踏まえまして、農地への復旧は困難で、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないことから、現況を原野として非農地とすることが妥当ではないかと考えるところです。

番号4です。申出人は調川町中免[]、[]氏で、土地の所在地は調川町中免字井田代[]、畑1,040㎡です。申出書によりますと、20年以上耕作しておらず原野化しているとのことでした。それを受けまして現地の確認を3月22日に地元委員の坂本委員さんと事務局とで行いました。申し出では原野化しているとお話でしたが、実際に現場に行きますと、ネギが栽培されていたり、椎茸のほだ木が置かれたりということで、れっきとした農地、畑として利用されているということを確認した次第でした。今回申請に至った経緯を[]氏がお話をされたのですが、自分には後継者がいないと、自分の体調などを考えた時に将来的に農業を行うことが難しいと思ったので、出来れば早めに非農地にしたいと、そういう思いから申し出を行いましたというお話をされております。しかしながら、非農地の判断につきましては、現況に基づき行うこととなります。申出地に関しましては現に農地として、畑として利用されておりますので、本申出、事件番号4につきましては、

非農地には該当しないものと考えております。

以上、3件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは2番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員13番前田委員をお願いいたします。

推進委員 13番推進委員の前田です。非農地の申出人の[REDACTED]さんですが、この場所は福島町の大山公園と言って展望台があるんですよね。そのすぐ下の地区になります。この場所にちょうど畑、家が、地区の家が何軒も建っているんですけど、めったに、何年か1回くらいしか来ないんですけど、大雨が降った時に何回にも分けて、崩れた場所がですね、石垣が。家のすぐ後ろに、石垣のすぐ上の石垣もブイ字型に5mくらいに渡って崩れているんですよ。かずらが巻いて分からなくなっていますけど、そういう場所で農地としては大変、自分も福島支所の吉田さんと現地を見させてもらいましたが、もう非農地に、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、3番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員6番増山委員をお願いいたします。

推進委員 推進委員6番の増山です。現地確認は3月22日の9時からで、事務局2名とで行いました。説明のとおり、ほ場は高台みたいな所にありまして、中々機械が入れそうにないということで、申請は妥当だと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、4番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員11番坂本委員をお願いいたします。

推進委員 推進委員11番の坂本です。先ほど事務局からお話があったように、当該地は現況が畑の様子を呈しておりまして、ネギを植えてあったり、木も生えているんですけど、すぐに外せば取れるような状態です。また、進入路の方もちゃんと回れば入れるというような所でしたので、ちょっと今まで私が見てきた中では該当しないのではないかなと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番から4番について、各委員さんから報告があったとおりですが、各委員さんから何かご意見はございませんか。

推進委員 (鈴立委員挙手)

議長 はい、鈴立委員どうぞ。

推進委員 推進委員8番鈴立です。調川の地主さんの言われることも全く分かりますよね。後継者がいなくて、誰もさわるものがいなくなって荒れていく。こうした時には、やはり言われたのは、くぬぎとか柿とか梨とかそういうものだったら、植えてもいいとしたら、くぬぎは駄目ということでしたので、くぬぎを植えるとなったら農地転用を出してから植えるとなるんですかね。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局から今の件について。

事務局 鈴立委員さんのおっしゃるとおりでございます。

議 長 はい。他にございませんか。

推進委員 (坂本委員挙手)

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員 11 番の坂本です。先ほどお話がありましてくぬぎの木について、先にくぬぎが植えてあって、まだ土地が畑とかなっているところはどのような風に考えたらいいんでしょうか。

議 長 この地番の 1 筆の中の先の方という意味ですか。

推進委員 いえ、この中とは別です。(坂本委員)

議 長 ああ、別。事務局どうぞお願いします。

事務局 まず現地を確認してみませんかと言えませんが、明らかに人為的に植えてあってということであれば違反転用という取扱いになる案件だと思いますし、有り得るかどうか分かりませんが、自然に増えていったと言いますかということであれば、山林化したとも言えなくもないかと思います。いずれにしましても現地を見てみないと分からないところです。

議 長 はい。他にございませんか。時間は十分でございますので、ゆっくりどうぞ。

農業委員 (武部委員挙手)

議 長 武部委員、どうぞ。

農業委員 この問題ですけどね。市から非農地をいただいても地目変更の登記申請しないことには地目は変わらないとですよ。だから阿保な人もおらすとですよ。それで大丈夫だという人間もおるとですよ。それじゃいかんとですよ。だから申請主義ですから、それで国土調査とか何とかあれば国土調査を利用することによってやっていかんといけんですけれど。分かってない人もかなりおられるものだからね。やっぱり色々見ていると、これ 20 年ですね、経過していると。だいたい昔、非農地証明願いとあった時には 12 年限度で、それを過ぎていけば荒廃農地として認めましょうという考えだったんですよ。例えばこれば事実であれば 20 年経過してあれば、自然にこういう風な放置してあれば、それに認めざるを得ないような状況になろうと思うんです、だいたい普通は。だけど、偽りがあるからこうやっておかしくなるんですよ。はい、すみません。

議 長 他にございませんか。
はい。なければ議案第 16 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定

する農地に該当するか否かの決定についてのうち、事件番号2番、3番については非農地通知を交付するものいたします。4番については、現在畑として管理されているので、非農地には該当しないものいたします。

続きまして、25ページ議案第17号令和5年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 令和5年度農業臨時雇い標準賃金等について説明いたします。議案25ページをご覧ください。令和5年度における農業臨時雇い標準賃金等について、下記のとおり意見を公表するものでございます。表1の農作業賃金ですが、1時間当たり860円としております。この額は昨年9月総会の折に長崎県の最低賃金を参考にした額となっております。最低賃金の改定が毎年10月に予定されておりますので、最低賃金を下回ることになれば、今年の9月にまたご審議いただきたいと考えております。次に、2番目の機械作業その他請負料金につきましては、基本的に据え置いております。ただ、水稻中苗育苗の普通期につきましては、これまでより217円増額しております。3番につきましては、この農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議するものとする。4番の賄いは地域の慣習によるものとする。5番の交通費を要する場合は双方協議すると追記をさせてもらっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 (梶山委員挙手)

議長 はい、どうぞ。

農業委員 2番の機械作業の分で、飼料刈り取り10a当り2,000円とか、飼料収穫、集草、反転は反当り2,000円とありますが、これ全然値段が違うんですよ。要するに、巻くだけでだいたい7,000円ぐらいで回りよるとですよ。あと飼料刈り取りも2,000円と言ったらこれ全然そぐわないんじゃないかと思います。刈るのも反当りだいたい5,6,000円もらっているんですよ。それと、反転は反転で別に集草とは別にした方がいいんじゃないですか。反転は別料金でもらっているんですよ。私の場合はですね。それとあと1番の時間が860円で来る人っていますか。大概時間で1,000円くらい払わないと来る人っていないんですよ。(梶山委員)

議長 ただ今、梶山委員さんの方から現実にそぐわないのではないかと、機械の作業代ですね、他の委員さんからのご意見も伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

農業委員 はい。(佐次川委員挙手)

議長 佐次川委員、どうぞ。

農業委員 ただ今、飼料の反転の件で、梶山委員から意見があった訳ですけど、これは自走式とトラクターによる刈り取りでは全然違いますね。トラクターによる場合は、10a当り2,000円で妥当だと思います。私達も3反くらいは訳な

く刈ってしまいますから。トラクターだったら問題ないと思います。以上です。
(佐次川委員)

農業委員 はい。(梶山委員挙手)

議 長 梶山委員どうぞ。

農業委員 集草するときの巻く寸法とといいますか、佐次川委員のトラクターで巻くやつは太いんですよ。あれだった直ぐ終わるとですよ。細かいとでする時はそんなに佐次川委員ののでする時のように抱えきれない、細かいのは手でもね抱えられるからいいけど、これ細かいとで個数も多いから、その辺があるから、細かい方ではだいたい反当り7,000円でしてもらおうように私はしています。
(梶山委員)

議 長 これは、松浦市の標準賃金として公表する訳ですから、これがベースで決められる方もおられるかと思うんですけど、もう少しご意見いただいて、4時半までに、もう一つの議案が済めばいいですから、もう少し意見を伺いたいと思います。今、大型のトラクターの作業体系と自走式の小さい70cmくらいのと1mくらいの大型になると、作業時間も当然短くなりますし、まあ機械代もだいたい高いとですけど、その辺2つくらいに分けてでも標準ですから、この通りしなさいという訳ではないとですけど、やはり公表してからは、松浦市の標準はこうなっていますよと言われても困りますから、困らすでしょうと思う訳ですよ。これはいつ公表するようになっているんですかね。

事務局 毎年5月の市報に載せておりますので、もしこれでいけるよというお話でしたら、直ぐに市報に載せる準備をしないとイケないんですけど、ホームページも同時ですね。市報と同時にホームページにも考えています。2年程前もコンバインの単価が変更になったんです。以前12,000円だったところが13,000円ということで1,000円アップしています。そういった経緯もありまして、委員の皆さんから貴重なご意見いただきながらこの辺の金額は修正していければと思っております。なお、近隣の平戸市さんとか自治体の賃金なども参考にはさせていただいている額ではありますが、ここ数年、先ほどのコンバイン以外の額はほとんど変わらない状況で推移している状況です。

議 長 5月の市報に載せると言えば今決めないと間に合わないですよ。

農業委員 はい。(佐次川委員挙手)

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 先ほどの意見で自走式とかトラクターのサイズとか言われましたけど、3番に書いてありますから、それでいいんじゃないですか。(佐次川委員)

議 長 この農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議し決定するものとする。というのがあっていいのではないかとご意見もございます。どうでしょうか。いいですかね。

農業委員 お金をそれだけもらわれると、違うよねとなられると思うので、大型と小さい自走式は分けた方がいいのかなと感じました。（崎村委員）

議 長 大型と小型、中型といいですか、２段階くらいに分けて料金の設定をして公表した方がいいのではないかという意見があります。３番の件がありますから、一応書いているだけといっても、何か農業委員会として書いているだけですよと言うのも何かおかしいような気がしますね。一応書いてはいますから、話し合ってくださいって言われるかなと思うんですけども。先ほどから提案があっているように２つくらいに刈り取りと集草、反転のところですから、ここ備考欄に２つくらいに分けて書いておいた方が良いでしょう。当事者双方で協議しとありますから、ここに赤字でアンダーラインでも引いていただいぶ違うと思いますけど。赤字で書くか。どうしたものでしょうか。これは事務局の意見ではなくて、皆様の意見を出して欲しいんですけど。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員）

議 長 武部委員、どうぞ。

農業委員 他の市町村がどうなっているのか知りませんが、そういうのを参考にしてもってくるのもありじゃないんですか。松浦市だけの単独じゃなくてね。（武部委員）

議 長 長崎県の２２市町の一覧表を前に確認していただいた訳ですが、その中ではコンバインとかトラクター、耕運機そういったもので松浦は利用者にメリットがあるような金額になっておりました。下の２，０００円はよく記憶にないのですが、ここで数字を出さないと決められないとですよ。来月で大丈夫ですか。４月の総会は２７日。だから市報は６月号なりますね。次の農業委員会では６月号でしかないから、田植え等の農作業、収穫も時期が遅れて再来年のことになりますから、ここでやはり金額を出しておかないといけないと思います。金額を出しても３番に書いてある事項がありますので、それでなければいけないということではありませんので。大と中と２つくらいに分けて２段階にしとって、その数字を出して利用者、作業者等の双方で協議していくという一文がありますから、もう少し金額を修正して出していた方がいいのではないのでしょうか。それでは、少し休憩を取りますから、その間皆さんお互い気持ちを聞いてから２つくらいに分けて公表するようにしましょうかね。そうしないと時期遅れの再来年のことになりますので。みかんの収穫辺りは間に合いますけど。それでは、休憩を取ります。１０分間休憩を取って再開します。

～ 休憩 ～

議 長 それでは再開します。１７号の作業料金の件ですが、先ほど梶山委員の方から小さい機械での作業料金が現状に合わないのではないかというご意見がありましたので、１０分の休憩を取って皆さんで話し合いをしてもらいました。それで、私も大概お伺いしました。発言をしていただいた梶山委員にまとめていただいて、発言をお願いしたいのですが。そうしないと進みませんので。

農業委員 はい。飼料刈り取り、飼料収穫、これを３，０００円くらいでどうかと佐次川委員さんが言われているので、それに替えていただいて、備考に小型は別途

料金と書いて、あと3番の当事者双方で協議し決定するものとするって書いてありますから、この辺でよろしいかと思いますがどうでしょうか。

議 長 今、梶山委員の方から休憩中の皆さんとの話も踏まえて10a当りの作業料金を2,000円から3,000円にしたらどうかと、そして小型は別途料金とするということを備考欄に記入したらどうかとあっております。皆さんのご意見はどうでしょうか。

事務局 確認でよろしいでしょうか。飼料刈り取り、10a当り3,000円、ここに備考に小型は別途料金ですかね。飼料収穫、集草・反転は10a当り3,000円、ここにも小型は別途料金ですね。

議 長 はい、そうです。

事務局 はい、分かりました。せっかくご意見いただいたのですが、備考欄に小型は別途料金とするとなると、恐らく市民の方から農業委員会に対して料金がいくらですかという質問がくるんですよね。別途とはどこかに定められているのではないかというですね。ここは、できれば備考欄に書かずに3番の当事者双方で協議するという事で済ませられればと思うのですが、如何でしょうか。

農業委員 皆さんのご意見はどうでしょうか。それで良ければ。（梶山委員）

議 長 皆さんのご意見はどうでしょうかということです。それで良ければ、発言者はそれで良いと言っておられますが、どうでしょうか。

委 員 はい。（全員）

議 長 それでは、飼料収穫、集草・反転は10a当り3,000円ということで備考欄には記入せずにこの3番の当事者双方で決定するということをこのまま活かして公表するという事でよろしゅうございますか。

委 員 はい。（全員）

議 長 ありがとうございます。それで決定させていただいて、5月の市報に公表いたします。よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました続きまして、協議事項となっております。事務局からお願いいたします。

事務局 はい。事務局からは、何点か協議事項していただきたいこと、確認していただきたいことがございます。

【令和5年度総会の開催予定について】

【農地法改正（令和5年4月1日施行）に伴う下限面積の廃止について】

【令和4年度の最適化交付金の交付額について】

【全国農業新聞の購入促進について（122件目標達成見込み）】

【活動記録簿について（項目の追加）】

【4月10日の日帰り視察研修について】

【地域計画目標地図作成モデル3地区の第1回協議の場開催報告】

議 長

これもちまして、3月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、4月27日（木）（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。この後は農地利用最適化会議を直ぐに開催しますので、ご協力をお願いいたします。大変お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 31 分